

【アメリカ】インターネット上の人身取引対策法

海外立法情報課 中川 かおり

* 今日、インターネットの普及により、人身取引はかつてないほど容易になっている。これに対処するため、2018年4月11日に、州及び被害者にオンライン性目的人身取引への対処を可能とする2017年法（P.L.115-164）が制定された。

1 インターネット上の性目的の人身取引の現状

インターネットは、人を広告し、閲覧し、購入し、決済する等の人身取引の過程の多くを、容易に行うことを可能にした。特に、未成年者の被害は深刻である。全米行方不明・被搾取児童センター（National Center for Missing & Exploited Children : NCMEC）によれば、2010年から2015年までの間に、未成年者の性目的の人身取引が疑われる報告事例は、846%増加したが、これは、未成年者の取引におけるインターネット利用の増大と関係すると考えられている¹。また、この報告事例の73%が、性目的のインターネット広告を提供するプロバイダであるバックページ社（Backpage.com）と関係することが判明した。同様の広告プロバイダとしては、Eros、Massage Troll、Cityxguide等の多くが知られているが、バックページ社は、規模の大きさと多数の裁判で1996年通信品位法第230条（合衆国法典第47編第230条。以下「第230条」）の免責を獲得してきたこと²から注目を集め、連邦議会の調査対象ともされた（3において後述）。

2 従来の性目的の人身取引処罰規定

米国では、性目的の人身取引は、①未成年者を対象とする商業的性行為及び②暴行、詐欺又は威圧といった強制による商業的性行為を目的とする、「募集」、「輸送」等の行為を処罰の対象とする（合衆国法典第18編第1591条第a項(1)）。近年、バックページ社のようなプロバイダが注目を集め、それに対処する目的で、2015年の改正により、違法とされる行為に「広告」が加えられた（P.L.114-22, 第118条）。この規定は、インターネット広告であるか、従来型の広告であるかを問わず適用される。しかし、これまでにこの規定による訴追が行われたことはない。その背景には、「故意」に、性目的の人身取引に「広告」を用いることを、合理的な疑い（reasonable doubt）³を超えて証明することの難しさがある⁴。それに加え、3(2)で述べるように、人身取引訴訟を含む多くの訴訟において、第230条の下で、裁判所がプロバイダに広く免責を認めてきたことがある⁵。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年1月10日である。

¹ *Online Sex Trafficking and the Communications Decency Act: Hearing on H.R.1865 Before the Subcommittee on Crime, Terrorism, Homeland Security and Investigations of the House Committee on the Judiciary*, 115th Cong. (2017) (testimony of Mary Graw Leary).

² Mary Graw Leary, “The Indecency and Injustice of Section 230 of the Communications Decency Act”, *Harvard Journal of Law & Public Policy*, vol.41, pp.582-592. (2018). <<http://www.harvard-jlpp.com/wp-content/uploads/2018/03/LEARY-FINAL.pdf>>

³ 理性のある人なら当然抱くような疑い。刑事訴訟においては、訴追にかかる犯罪事実が検察側により「合理的な疑い」を超える程度に証明されないかぎり、被告人は有罪とされない。田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会、1991, p.699.

⁴ *Allow States and Victims to Fight Online Sex Trafficking Act of 2017*, H.R. Rep. No. 115-572, pt.1, at 5 (2018).

⁵ Leary, *op.cit.*(2), p.576.

3 1996年通信品位法第230条による免責をめぐる問題

(1) 免責の内容

第230条は、インターネットが一般の人に広まり始めた1996年に設けられた。同条の定める2つの免責が、インターネットの発展に重要であったとされる。それは、①プロバイダは、そのプラットフォームへのユーザ等の第三者によるコメントにつき、責任を問われないこと(第230条第c項(1))、②プロバイダが、わいせつ等に該当すると判断する資料を、誠実かつ自発的に削除するかぎり、見落とした資料につき責任を問われないこと(同条同項(2)(A))である。これは、情報の自由な流通のために、第三者のコンテンツに対するプロバイダの責任を限定する点で、世界的にも独自の規定である⁶。この規定の下で、米国では、Google、Facebook、YouTube、Wikipedia、Twitter等、ユーザが作成するコンテンツを掲載するウェブサイトのプロバイダが、世界的なサービスとして成長してきた。

ただし、第230条は、プロバイダに完全な免責を定めるものではない。同条は、連邦刑事規定又は一定の州法の適用を妨げないことを明記する(同条第e項(1), (3))。また、第三者のコメントにプロバイダの免責が認められても、プロバイダ自身によるコメントや作成は免責されない(同条第c項(1))。しかし、裁判所は、ほとんどの場合にこうした点に踏み込まず、同条の定めを根拠にプロバイダの免責を広く認めてきた。

(2) 裁判所による解釈

裁判所が広く第230条の免責を認めてきた背景には、同条をめぐる、立法者意思の把握や先例の扱いに苦慮してきたことがある。まず、立法者意思については、1996年に設けられた第230条第e項が、同条は連邦刑事規定に影響を与えないと定めていたとしても、果たしてこの連邦刑事規定に、2000年に制定された人身取引関連規定⁷が含まれるのかという問題がある。また、先例については、同条制定以降、その広い免責を認める判決が積み重ねられ⁸、先例と異なる判断を裁判所が下すのは困難であった。そうした中、2011年には、「連邦議会が、…(中略)…ウェブサイトの免責を宣言したのであり、免責を生じさせる政策を転換すべきは、議会である」⁹として、議会に立法を要請する判決も出た。

(3) 連邦議会による調査と対応

他方、連邦議会では、2015年4月から、上院の国土安全保障・政府問題委員会常設調査小委員会が、バックページ社の調査を続けていたが、2016年の連邦控訴裁判所判決¹⁰は、従来の判決と同様に同社の免責を認めるものであった。その後、2017年1月に公表された報告書¹¹は、同社が、刑法違反に問われそうなユーザのコメントを削除していたことや、違法性を隠した表面上は「きれいな」広告を出す方法をユーザに指導していたことを明らかにした。

⁶ *The Stop Enabling Sex Traffickers Act of 2017: Hearing on S.1693 Before the Senate Committee on Commerce, Science and Transportation*, 115th Cong. (2017) (written remarks of Prof. Eric Goldman).

⁷ 中川かおり「米国の人身取引に関する立法動向」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.13-57. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000462_po_022003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>; 同「米国の人身取引対策—国内の取組みを中心に」『外国の立法』No.223, 2005.2, pp.51-77. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000421_po_022303.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

⁸ 同条制定の翌1997年のZeran判決が最初とされる。Zeran v. Am. Online, Inc., 129 F.3d 327 (4th Cir. 1997).

⁹ M.A. v. Vill. Voice Media Holdings, 809 F. Supp. 2d 1041, 1058 (E.D.Miss. 2011).

¹⁰ Doe v. Backpage.com, 817 F.3d 12 (1st Cir. 2016).

¹¹ *Backpage.com's Knowing Facilitation of Online Sex Trafficking, Staff Report of the Permanent Subcommittee on Investigations of the Senate Committee on Homeland Security and Governmental Affairs*, Jan.9, 2017.

このように、2016年判決により免責を認められたバックページ社は、連邦議会の調査により、本来は、第230条による責任が問われるべき者であることが明らかになった¹²。しかし、3(2)に述べたように、全ての裁判官が、第230条を議会の意図に沿って適用しているとは言えない¹³。そこで、議会は、インターネット広告プロバイダを処罰するために連邦犯罪を新設し、第230条の問題に取り組み、連邦だけでなく、州や被害者が多面的に人身取引の処罰や救済を求められるようにする法律¹⁴を定めた。

4 法律の解説

(1) 連邦犯罪の新設（合衆国法典第18編第2421A条）

2で述べた、2015年の合衆国法典第18編第1591条の改正は、性目的の人身取引を行う、インターネット広告のプロバイダに適切に対処できなかった。そこで、同編第77章の下の「人身取引」ではなく、第117章の下の「売春」につき検察官に証明させる犯罪を新設した。売春は性目的の人身取引と関連が深いとされるためである¹⁵。

すなわち、州際通商若しくは外国通商の設備若しくは手段を利用する等により、「双方向コンピュータ・サービス」¹⁶を所有等する者が、故意に他者の売春を促進し、又は助長する場合には、罰金刑若しくは10年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

また、上記の者が、次のいずれかに該当する場合に、25年以下の加重した拘禁刑を定める。
①5名以上の者の売春を促進し、又は助長すること、②合衆国法典第18編第1591条第a項¹⁷に違反し、その行為が性目的の人身取引に資するという事実を、不注意により見逃すこと。

①又は②の被害者は、連邦地方裁判所において、損害賠償及び弁護士費用（civil recovery）を回収することができる。この民事訴訟は、検察官による刑事訴訟とは独立に行うことができる。また、②に定める違反に対し、裁判所は、損害填補命令（restitution）を発しなければならない。これは、罰金とは別に、被害者の医療費、逸失賃金等を補償するもので、裁判所が判決を下す際に被告人に支払を命ずる。いずれも、人身取引につき合衆国法典第18編第77章に従来からある仕組み¹⁸で、これと同等のものを同編第117章に設け、被害者への損害回復の方法を増やすものである。

ただし、被告人は、一定の場合にその法域（jurisdiction）において、売春の促進又は助長が合

¹² 第三者のコンテンツ作成に深く関与し、プロバイダ自身による作成に当たるとされたためである。Allow States And Victims to Fight Online Sex Trafficking Act of 2017, op.cit.(4); バックページ社のウェブサイトは、法律の成立直前の2018年4月6日に、連邦捜査局の差押えを受け、凍結された。“Sex ads website Backpage shut down by U.S. authorities”, Reuters, April 7, 2018.

¹³ Hearing on H.R.1865 Before the Subcommittee on Crime, Terrorism, Homeland Security and Investigations of the House Committee on the Judiciary, op.cit.(1) (testimony of Chris Cox).

¹⁴ Allow States and Victims to Fight Online Sex Trafficking Act of 2017, P.L. 115-164. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ164/PLAW-115publ164.pdf>>

¹⁵ 売春が合法化されている地域では人身取引に対する大きな需要があり、取り引きされる女性や未成年者の数は多い傾向にあるので、この「売春」に基づく訴追が期待される。Allow States and Victims to Fight Online Sex Trafficking Act of 2017, op.cit.(4)

¹⁶ 「双方向コンピュータ・サービス」は、「コンピュータ・サーバに複数のユーザによるコンピュータ上のアクセスを提供し、又は可能にする情報サービス、システム又はソフトウェア・プロバイダをいう。」と定義され（第230条第f項(2)）、インターネット広告のプロバイダは、これに該当する。

¹⁷ 同項(1)は、2参照。同項(2)は、(1)に違反する事業への参加により、金銭等の利益を得ることを処罰する規定。

¹⁸ 中川かおり「海外法律情報／アメリカ 人身取引の被害者への補償」『論究ジュリスト』2018年冬号, pp.208-209.

法であることを証明する場合には、積極的抗弁（affirmative defense）¹⁹を認められる。

（2）1996年通信品位法第230条の改正

3(1)に述べた第230条第c項(2)(A)を除く同条のいかなる文言も、次の3つのいずれかを損ない、又は制限するよう解釈されない。①請求の元となる行為が、合衆国法典第18編第1591条の違反を構成する場合に、同編第1595条に基づき提起される民事訴訟における請求、②起訴の元となる行為が、同編第1591条の違反を構成する場合に、州法に基づき提起される刑事訴追における起訴、③起訴の元となる行為が、同編第2421A条の違反を構成する場合であって、被告人の売春の促進又は助長が目標とする法域において、売春の促進又は助長が違法であるときに、州法に基づき提起される刑事訴追における起訴。

これは、3(1)に述べた第230条第c項(2)(A)の免責は維持しつつ、性目的の人身取引又は売春についての一定の民事請求及び刑事訴追が、第230条に制限されないとするもので、この両者の関係につき、3(2)に述べた立法者意思を明示する意味を持つ。すなわち、同条に制限されないのは、①同編第1591条の違反につき、人身取引の被害者又は州法務総裁が行う損害賠償請求、②同編第1591条と同内容の州法を定める場合に、州が行う起訴、③4(1)の新しい規定と同内容の州法を定める場合に、州が行う起訴である²⁰。②③は、連邦法と同内容の州法が定められる場合にのみ、州の検察官による刑事訴訟を認めることで、プロバイダが従うべき法律が各州でまちまちになることを防ぎつつ²¹、連邦法が実現される方法を増やす。

第230条の改正は、この法律の制定の日よりも前、制定の日又はその後の日に、主張される行為が起きたか、行為が起きたと主張されるかを問わず、適用される。

（3）性目的の人身取引処罰規定への定義の追加（合衆国法典第18編第1591条の改正）

「事業に参加」とは、性目的で人を募集し、輸送し、広告する等の合衆国法典第18編第1591条第a項(1)の「違反を、知りつつ、支持し、支援し、又は促進する」とことと定義する。同編同条第a項(2)は、従来から、暴行等による又は未成年者の商業的性行為の募集等による「事業に参加」することで、金銭等を受領することにより利益を得る者を処罰してきたが、今回、この「事業に参加」の定義を定めた。

（4）民事訴権の拡大（合衆国法典第18編第1595条の改正）

州法務総裁は、州民の利益が、第1591条の違反により脅かされる等と信ずる理由がある場合に、その州民を代理して民事訴訟を提起することができる。合衆国法典第18編第77章の下の人身取引の被害者は、連邦地方裁判所において、加害者に民事訴訟を提起し、損害賠償及び弁護士費用を回収する民事訴権を有する。これを、第1591条の違反がある場合に、被害者である州民を代理する州法務総裁にも付与する。この民事訴訟は、検察官による刑事訴訟等とは独立に行うことができ、被害者への損害回復の方法を増やすものである。

参考文献

・前澤貴子「海外法律情報／アメリカ オンライン性的人身売買禁止法」『論究ジュリスト』2018年秋号, pp.170-171.

¹⁹ 積極的抗弁とは、被告人が「訴訟において請求を根拠づけるために主張されている事実を前提としたうえで、新たな事実を主張して請求を理由づけること」（田中 前掲(3), p.34）をいい、この場合、被告人が、売春の促進等が対象とする法域において合法であることを証明できれば、この規定による処罰の対象とはならない。

²⁰ Leary, *op.cit.*(2), p.612.

²¹ *Hearing on H.R.1865 Before the Subcommittee on Crime, Terrorism, Homeland Security and Investigations of the House Committee on the Judiciary, op.cit.*(1) (testimony of Evan Engstrom).